

# 村民相談室



女性相談員による「電話・面接相談」を行っています。  
お気軽にお問い合わせください！

【問い合わせ】村民相談室(☎287-0863)

「配偶者からの暴力」「夫婦・親子・嫁姑など親族間の対人関係」「近所・職場などの対人関係」「結婚・離婚・異性間のこと」など、“身近な人には言えない悩み”はありませんか。

村民相談室では、日常生活の中にある、さまざまな悩みや不安についての相談を受け付けています。女性相談員があなたの悩みや問題をじっくりとお聞きし、問題整理のお手伝いをしますので、お気軽にご相談ください。

### 【相談事例1】仕事ばかりで、家庭を顧みない夫

「夫は仕事のことばかりで、子育てに関心を示さず、私は家事・育児に追われています。夫は、自分の趣味にお金を使い、わずかな生活費しかもらえません。夫とは話し合いができず、将来に不安を抱えています。」

### 【相談事例2】多額の借金があり、酒を飲むと暴言を吐く夫

「夫は賭け事が好きで多額の借金があり、家で酒を飲むと私に暴言を吐きます。離婚したい

のですが、経済力がないために決心がつきません。」

### 【相談事例3】夫に殴られ、私は不眠に、子どもは精神的に不安定に

「夫は私に物を投げつける等の暴力を振ります。時間がたつと、二度と暴力は振るわないと約束しますが、再び暴力を振ります。子どもはこの状況を見ているためか、精神的に不安定です。離婚を口にするとうつ病を振るわれます。私はストレスのため、不眠になってしまいました。」



ご相談は  
村民相談室(☎287-0863)へ！

相談日▼月・水・金曜日(祝日を除く)

時間▼午前9時～午後4時(予約可)

その他▼匿名での相談が可能です。▼秘密は厳守されます。

国民年金  
だより



特例制度の利用と  
免除申請について

#### ■退職(失業)による特例免除制度

厚生年金・共済年金に加入していた方が20歳以上60歳未満で退職(失業)すると、国民年金の第1号被保険者になり、保険料を納めることとなります。保険料を納めることが経済的に困難な方には、特例免除申請によって保険料の納付が免除されることがあります。ただし、配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは免除が認められない場合があります。

申請を希望する方は、ハローワークで発行された雇用保険受給資格者証または、雇用保険被保険者離職票をお持ちください。

#### ■学生納付特例制度

国民年金は20歳からの保険料納付が義務付けられていますが、学生については、申請により在学中の保険料の納付を猶予することができます(学生納付特例制度)。

申請を希望する方は、有効期限の記載のある学生証(写し)、または在学証明書(原本)をお持ちください。

#### ■過去の分の免除申請

申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請できます。

#### ■問い合わせ

水戸北年金事務所(☎231局2283)、住民課保険年金担当(☎282局1711内線1133)

◎平成30年度の国民年金保険料の額は、  
1万6340円/月です。

役場および年金事務所の窓口では、国民年金保険料を納めることはできません。金融機関やコンビニエンスストアをご利用ください。